

高浜発電所の原子炉設置変更許可申請について
(1、2号機の減容した燃料用内挿物の保管場所変更)

2021年10月11日
関西電力株式会社

当社は、高浜発電所1、2号機の使用済燃料ピットに貯蔵している減容済みの燃料用内挿物（バーナブルポイズン[※]）を、専用容器に収納し、蒸気発生器保管庫で保管するため、本日、原子力規制委員会に対し、蒸気発生器保管庫の保管対象物の変更等について原子炉設置変更許可申請を行いました。

※バーナブルポイズンとは、中性子吸収物質を金属製の管に封入したもので、原子炉の出力を調整するために、燃料集合体に挿入して使用している。

以 上

添付資料：高浜発電所の原子炉設置変更許可申請の概要

高浜発電所の原子炉設置変更許可申請の概要 (1、2号機の減容した燃料用内挿物の保管場所変更)

【申請の概要】

・高浜発電所1、2号機の使用済燃料ピット内に一時的に貯蔵している減容済みのバーナブルポイズンを、蒸気発生器保管庫で保管するため、蒸気発生器保管庫および外部遮蔽壁保管庫の保管対象物等を以下のとおり変更する。

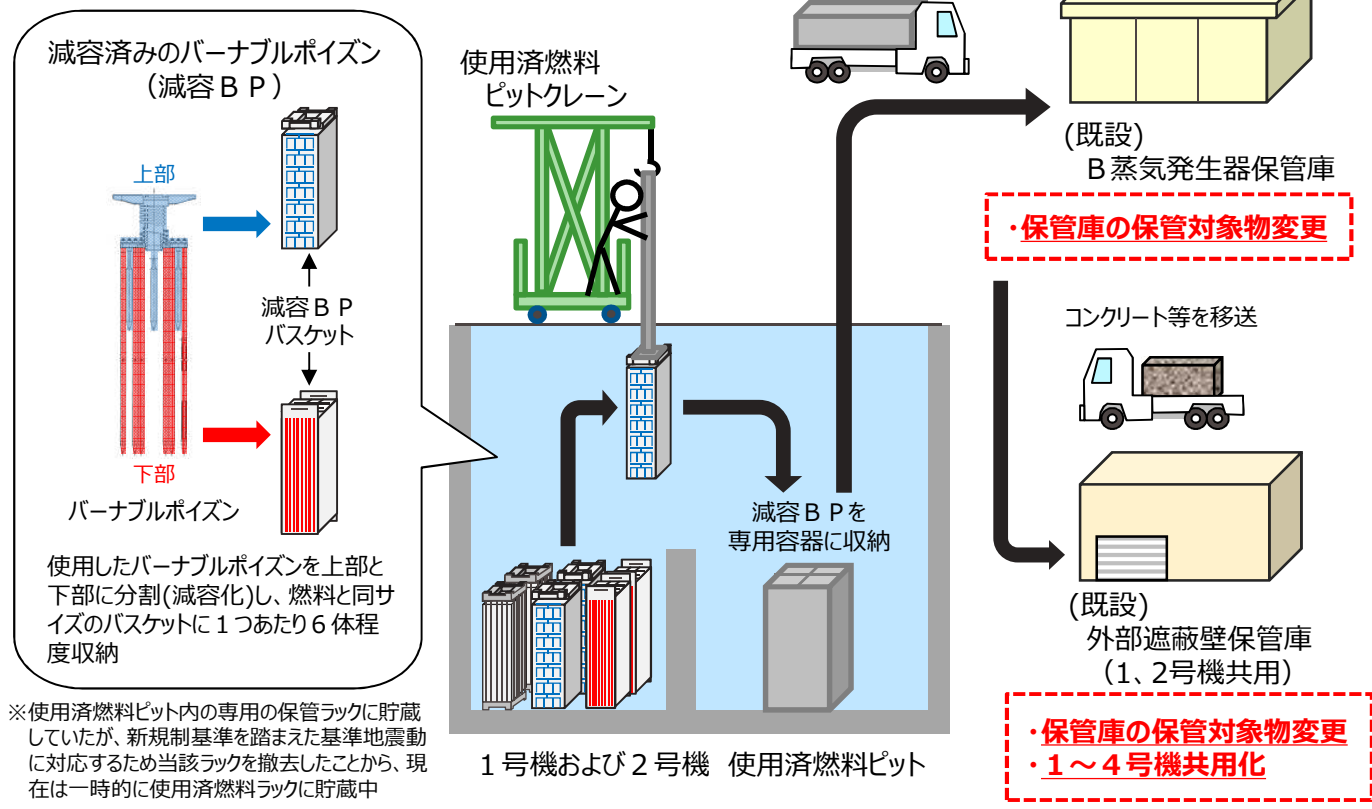
保管場所	保管対象物
B 蒸気発生器保管庫	<ul style="list-style-type: none"> ・1号機の取り外した蒸気発生器等 ・1～4号機の取り外した原子炉容器上部ふた等 ・1、2号機の減容したバーナブルポイズン 今回追加
外部遮蔽壁保管庫	<ul style="list-style-type: none"> ・1、2号機格納容器外周コンクリート壁一部撤去工事でのコンクリート等 ・1号機蒸気発生器取替工事に伴い発生したコンクリート等 ・3、4号機原子炉容器上部ふた取替工事に伴い発生したコンクリート等

保管場所
変更

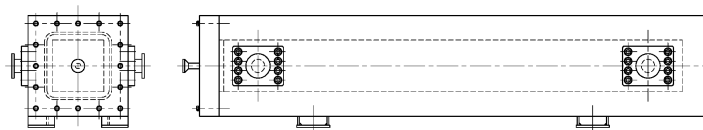
※A蒸気発生器保管庫には、2号機蒸気発生器取替工事での蒸気発生器、コンクリート等を保管している。今回の申請に伴う変更はない。

保管場所変更イメージ

: 申請内容



専用容器のイメージ



容量：4バスケット／基
 寸法：約4.6m×約0.9m×約0.9m
 材質：鋼製
 重量：約26.5t (収納物含む)
 表面の放射線量：2mSv/h以下